

筑西広域市町村圏事務組合環境センター排水施設使用料条例

昭和 51 年 12 月 13 日条例第 10 号

改正 昭和 55 年 2 月 26 日条例第 6 号

平成元年 3 月 25 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、環境センターの排水施設の使用を許可した場合において、使用者から徴収する使用料及びその徴収の方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第 2 条 使用料は、月額で定める。

2 使用料の額は、使用者が月間に放流する排出水量に応じて、次のとおりとする。

排出水量	月額
1,000 立方メートル以下のとき。	10,300 円
1,000 立方メートルを超え	20,600 円
2,000 立方メートル以下のとき。	
2,000 立方メートルを超え	30,900 円
3,000 立方メートル以下のとき。	
3,000 立方メートルを超え	41,200 円
4,000 立方メートル以下のとき。	
4,000 立方メートルを超え	51,500 円
5,000 立方メートル以下のとき。	
5,000 立方メートルを超えるとき。	5,000 立方メートルを超える 100 立方メートルまでごとに 1,030 円を 51,500 円に加算した額

3 前項の容積は、使用者の放流排水計画に基づき、管理者が定める。

(使用料の納付義務者及び納付)

第 3 条 使用を許可された者は、管理者の指定する期日までに、その使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第 4 条 使用目的が次の各号の一に該当するときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。

(2) 前号のほか、管理者が必要と認めるとき。

(過料)

第 5 条 詐欺その他不正行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 52 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 2 月 26 日条例第 6 号)

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 25 日条例第 3 号）

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行日において、現に継続して排水施設を使用している者の使用料は、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、施行日以後の排水施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の排水施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。